

兵庫県公報

令和7年7月11日 金曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

選挙管理委員会告示

○ 平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部改正 1

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第39号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号並びに地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第106条、第114条、第117条及び第184条において準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号（最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和23年政令第122号）第13条において衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票の例による場合を含む。）の規定により、不在者投票のできる施設を指定した内容に変更があったので、平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部を次のように改正する。

令和7年7月11日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 永田 秀一

1 老人ホームの表神戸市の項中

「

モア・アビタシオン新神戸

同 市中央区加納町2丁目13－7

」

を

「

介護付有料老人ホーム エトワール神戸北野

同 市中央区加納町2丁目13－7

」

に、

「

介護付有料老人ホーム モア・アビタシオン須磨離宮

同 市須磨区千守町1丁目5－23

」

を

「

介護付有料老人ホーム エトワール須磨離宮

同 市須磨区千守町1丁目5－23

」

に改める。